

貸す側も、借りる側も

個人間融資に 要注意！



SNS等で勧誘し、お金の貸し借りをを行う

「**個人間融資**」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「**貸金業**」に該当します。
※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
 - 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」、「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「**貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること**」に該当するおそれがあります。
- ⇒ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、**罰則の対象**です。
- 〔 貸金業の無登録営業: 10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金
無登録業者による勧誘: 2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 〕



個人間融資を利用しようと思っている方へ

- ・ 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- ・ 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれる
などの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

犯罪手口の情報や被害に関する相談窓口

金融庁

金融サービス利用者相談室

受付時間: 平日10:00~17:00

■0570-016811

03-5251-6811 (IP電話からの場合)

消費生活センター等の消費生活相談窓口

■188(消費者ホットライン)

日本貸金業協会

貸金業相談・紛争解決センター

■0570-051051

03-5739-3861 (IP電話からの場合)

警察

■#9110 (各都道府県警察相談ダイヤル)